

# 同意書

令和 年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、今般、練馬区 丁目 番 号において、練馬区耐震化促進事業助成金の交付申請をいたしました。

助成金交付の条件として、建替え後の建築物については、東京都建築安全条例（昭和25年12月東京都条例第89号。以下「都条例」という。）第7条の3第2項に規定する建築物の構造とすることが必要となっております。

よって、新たに建築する建築物については、前述の都条例の内容に適合させることを誓約するとともに、建築確認申請時に前述の建築物の構造となっていることが判断できる書類を練馬区耐震助成促進事業所管課宛てに提出することをお約束いたします。

また、除却された建築物が存在した敷地等の不動産を譲渡、売買等により所有権を第三者に移行させた場合も本件の同意内容を継承させるものと致します。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、適用除外と判断します。

- ・都条例第7条の3第1項に規定する区域指定を受けた場合
- ・練馬区耐震助成促進事業助成要綱が廃止された場合
- ・前述の他、練馬区長が特別な事情があるとして関係書類の提出を不要と判断した通知書を作成し、当該通知書を受理した場合

# 同意書

令和 年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、今般、練馬区 丁目 番 号において、練馬区耐震化促進事業助成金の交付申請をいたしました。

助成金交付の条件として、建替え後の建築物については、東京都建築安全条例（昭和25年12月東京都条例第89号。以下「都条例」という。）第7条の3第2項に規定する建築物の構造とすることが必要となっております。

しかしながら、現在の敷地状況では接道要件（建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条）を満たしていないため、建築物を建築することができません。今後、下記①または②に示す土地利用を行い、新たな建築計画を行う場合は、その建築物を前述の都条例の内容に適合させることを誓約するとともに、建築確認申請時に、その内容が判断できる書類を練馬区耐震助成促進事業所管課宛てに、提出することをお約束致します。

① 接道要件を満たすことができるように、敷地の形態を変える場合

② 他の敷地の一部として本件の敷地を取り込み、建築計画を行う場合

また、除却された建築物が存在した敷地等の不動産を譲渡、売買等により所有権を第三者に移行させた場合も本件の同意内容を継承させるものと致します。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、適用除外と判断します。

- ・ 都条例第7条の3第1項に規定する区域指定を受けた場合
- ・ 練馬区耐震助成促進事業助成要綱が廃止された場合
- ・ 前述の他、練馬区長が特別な事情があるとして関係書類の提出を不要と判断した通知書を作成し、当該通知書を受理した場合